

議案第 90 号 三朝町行政手続条例の設定について
次のとおり三朝町行政手続条例を設定することについて、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 12 月 20 日 三朝町長 安合 田 真 宝 一 郎
(兼 宝)

平 成 8 年 12 月 25 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町行政手続条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 申請に対する処分（第 5 条－第 11 条）

第 3 章 不利益処分（第 12 条－第 14 条）

第 1 節 通則（第 12 条－第 14 条）

第 2 節 聴聞（第 15 条－第 27 条）

第 3 節 弁明の機会の付与（第 28 条－第 30 条）

第 4 章 行政指導（第 31 条－第 35 条）

第 5 章 届出（第 36 条）

第 6 章 補則（第 37 条－第 40 条）

附則（第 41 条）

第 1 章 総則

（目的等）

第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）

第 3 条第 2 項において同法第 2 章から第 5 章までの規定が適用されないことと

された処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続等に関しこの条例等に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）及び条例等をいう。
- (3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 処分 町長等の処分その他公権力の行使に当たる行為（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）をいう。
- (5) 申請 条例等に基づき、町長等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して町長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (6) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(7) 行政指導 行政機関（町の機関（議会を除く。）をいう。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分（その根拠となる規定が法律及び法律に基づく命令に置かれているものを含む。）に該当しないものをいう。

(8) 届出 町長等に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導

(2) 学校又は保育所において、教育又は保育の目的を達成するために、生徒、児童、幼児若しくは乳児若しくはこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導

(3) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(4) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(7) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収

集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(8) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において、法令に基づいてされる処分及び行政指導

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 町長等は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 町長等は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的な審査基準を定めるものとする。

3 町長等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にするものとする。

(標準処理期間)

第6条 町長等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該町長等と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該町長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間。以下「標準処理期間」という。）を定めるとともに、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

(申請に対する審査、応答)

第7条 町長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始するものとし、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必

要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否するものとする。

（理由の提示）

第8条 町長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示すものとする。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示すものとする。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示すものとする。

（情報の提供）

第9条 町長等は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見直しを示すものとする。

2 町長等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報を提供するものとする。

3 許認可等に携わる者は、申請をしようとする者から当該申請に係る相談、照会等があった場合においては、当該申請に必要な情報を提供するほか、当該申請をしようとする者の権利利益を侵害することのないよう配慮するものとし、適切に対応しなければならない。

（公聴会の開催等）

第10条 町長等は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるものとする。

（複数の行政庁が関与する処分）

第11条 町長等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請

者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 同一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、町長等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

(示野の由野)

3 同一の事由に基づき複数の行政機関への申請が必要となる場合について、町長等は、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の申請の際の負担の軽減を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 町長等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にするものとする。

2 町長等は、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的な処分基準を定めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執るものとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する

不利益処分をしようとするとき。

ウ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、

名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合であって町長等が相当と認めると

き。同

- (2) 前号アからエまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
- (2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金額の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして町長等が別に定める処分をしようとするとき。
- (不利益処分の理由の提示) (人取外)
- 第14条 町長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示すものとする。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示すものとする。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示すものとする。

第2節 聴聞 第1項 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な

(聴聞の通知の方式) 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な

第15条 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な
期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を
書面により通知するものとする。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠
書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び
証拠書類等を提出することができること

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資
料の閲覧を求めることができること。

3 町長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合にお
いては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に
掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつで
もその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって
行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過し
たときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

(代理人)

(示唆の由野の代表者等)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が
到着したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を
選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることがで
きる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面で
その旨を町長等に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、町長等に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、町長等は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 町長等は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。
(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、町長等が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) 当該聴聞の当事者又は参加人

(2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は補佐人 (人証等)

(6) 参加人以外の関係人 (不証) 審理を主宰する審理員による審理の条91第 条71第

(聴聞の期日における審理の方法) 審理員による審理 審理員による審理

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、町長等の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て町長等の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は町長等の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、町長等が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出) 審理員による審理 審理員による審理

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定) (主宰の審理)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知するものとする。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳情書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込まないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参考人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに町長等に提出しなければならない。

- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第25条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 町長等は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをするものとする。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第27条 第13条第1項第1号ウに該当する不利益処分に係る聴聞において第15条第1項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し、又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として条例等の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、町長等は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第28条 弁明は、町長等が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第29条 町長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 (開再の聞聴)

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
（聴聞に関する手続の準用）

第30条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。

この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第29条」と「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第29条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第30条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導
（行政指導の一般原則）

第31条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。
（申請に関連する行政手続）

第32条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。
（許認可等の権限に関連する行政指導）

第33条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第34条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び

内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項

と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

第5章 届出

（届出）

第36条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第6章 補則

（写しの交付）

第37条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準を記載した書面又は第35条の規定により定めた事項を記載した書面の写しの交付を必要とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2 当事者等は、第18条第1項又は第2項の資料（閲覧を拒否された資料を除く。）の写しの交付を求めることができる。この場合において、町長等は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、当該写しの交付を拒むことができない。

3 当事者又は参加人は、第24条第1項の調書又は同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができない。

4 前3項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

5 第1項の規定は、町長等が定めた法第5条第1項の基準、法第6条の期間及び法第12条第1項の基準を記載した書面について、第2項の規定は、法第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否された資料を除く。）について、第3項の規定は、法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について、それぞれ準用する。

6 第4項の規定は、前項において準用する第1項から第3項までの規定による写しの交付について準用する。

（町民の意見の聴取）

第38条 町長等は、審査基準、標準処理期間及び処分基準並びに第35条に規定する複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、町民の意見を聴くよう努めるものとする。

2 町長等は、執行機関の規則を制定し、又はこれを改正し、若しくは廃止しようとする場合において、その内容が審査基準又は処分基準の内容となるべき事項に係るものであるときその他町長等が必要と認めるときは、あらかじめ町民の意見を聴くよう努めるものとする。

（補助金等へのこの条例の適用）

第39条 条例等に基づく三朝町補助金等交付規則（昭和45年三朝町規則第30号）第2条第1項に規定する補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。）に係る行為は、処分、行政指導又は届出とみなして、この条例の規定を適用する。

（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

（施行期日）

（五款第一の同条第四項第四項第四項）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行前に第15条第1項又は第29条の規定による通知に相当する行為がなされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(三朝町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

4 三朝町固定資産評価審査委員会条例(昭和45年三朝町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(三朝町行政手続条例の適用除外)

第14条 この条例の規定に基づく審査の手続については、三朝町行政手続条例

(平成8年三朝町条例第 号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(三朝町税条例の一部改正)

5 三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

(三朝町行政手続条例の適用除外)

第4条 三朝町行政手続条例(平成8年三朝町条例第 号)第3条又は第4条

に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分

その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規

定は、適用しない。

2 三朝町行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、

町の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる

行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、

同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。

第5条 削除

(三朝町国民健康保険税条例の一部改正)

- 6 三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（三朝町行政手続条例の適用除外）

第12条 三朝町行政手続条例（平成8年三朝町条例第 号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

- 2 三朝町行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、町の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。

（三朝町印鑑条例の一部改正）

- 7 三朝町印鑑条例（昭和50年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（三朝町行政手続条例の適用除外）

第16条 この条例の規定に基づく印鑑の登録及び証明に関する処分については、三朝町行政手続条例（平成8年三朝町条例第 号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

された処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続等に関しこの条例等に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）及び条例等をいう。
- (3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 処分 町長等の処分その他公権力の行使に当たる行為（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）をいう。
- (5) 申請 条例等に基づき、町長等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して町長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (6) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行前に第15条第1項又は第29条の規定による通知に相当する行為がなされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(三朝町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

4 三朝町固定資産評価審査委員会条例(昭和45年三朝町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(三朝町行政手続条例の適用除外)

第14条 この条例の規定に基づく審査の手続については、三朝町行政手続条例

(平成8年三朝町条例第号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(三朝町税条例の一部改正)

5 三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

(三朝町行政手続条例の適用除外)

第4条 三朝町行政手続条例(平成8年三朝町条例第号)第3条又は第4条

に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分

その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規

定は、適用しない。

2 三朝町行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、

町の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる

行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、

同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。

第5条 削除

(三朝町国民健康保険税条例の一部改正)

集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(8) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において、法令に基づいてされる処分及び行政指導

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 町長等は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 町長等は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的な審査基準を定めるものとする。

3 町長等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にするものとする。

(標準処理期間)

第6条 町長等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該町長等と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該町長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間。以下「標準処理期間」という。）を定めるとともに、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

(申請に対する審査、応答)

第7条 町長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始するものとし、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必

内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項

と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

第5章 届出

（届出）

第36条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第6章 補則

（写しの交付）

第37条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準を記載した書面又は第35条の規定により定めた事項を記載した書面の写しの交付を必要とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2 当事者等は、第18条第1項又は第2項の資料（閲覧を拒否された資料を除く。）の写しの交付を求めることができる。この場合において、町長等は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、当該写しの交付を拒むことができない。

3 当事者又は参加人は、第24条第1項の調書又は同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができない。

者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 同一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、町長等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

(示野の由野)

3 同一の事由に基づき複数の行政機関への申請が必要となる場合について、町長等は、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の申請の際の負担の軽減を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 町長等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にするものとする。

2 町長等は、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的な処分基準を定めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執るものとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する

不利益処分をしようとするとき。

ウ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、

名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会

員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合であつて町長等が相当と認めると

き。同

第25条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第26条 町長等は、不利益処分をするとき、第24条第1項の調書内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをするものとする。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第27条 第13条第1項第1号ウに該当する不利益処分に係る聴聞において第15条第1項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し、又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として条例等の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、町長等は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第28条 弁明は、町長等が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第29条 町長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

第2節 聴聞 第11条 聴聞の方式 第12条 聴聞の期日及び場所 第13条 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(聴聞の通知の方式) 第14条 聴聞の通知の方式 第15条 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な

期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を
書面により通知するものとする。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示するものとする。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠
書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び
実証拠書類等を提出することができること
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資
料の閲覧を求めることができること。

3 町長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合にお
いては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に
掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつで
もその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって
行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過し
たときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

(代理人)

(示慰の由の代換益時不)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が
到着したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を
選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることがで
きる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面で
その旨を町長等に届け出なければならない。

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は補佐人

(人証等)

(6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方法)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、町長等の職員に、予定さ

れる不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て町長等の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は町長等の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、町長等が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

(主宰の関与)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知するものとする。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。